附　則

（施行日）

1　この内閣官房令は、平成三十年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この内閣官房令による改正後の職員の退職管理に関する内閣官房令第八条第二項から第五項までの規定並びに別紙様式第四から別記様式第十までの様式は、この内閣官房令の施行の日以後にされる国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二十三第一項の規定による届出（同日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）、同法第百六条の二十四第一項の規定による届出（同日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）及び同条第二項の規定による届出について適用し、同日前にされた同法第百六条の二十三第一項の規定による届出及び同日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出並びに同日前にされた同条第二項の規定による届出については、なお従前の例による。

○内閣官房令第十号

行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）第十三条第一項及び第十五条第一項（同令第二十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同令を実施するため、行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

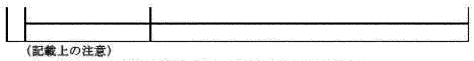
平成二十九年十二月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成二十年内閣府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



（記載上の注意）
1　□のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
2　離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。